

法令で定める危険物

A
ゾーン

(1) 危険物（法別表）

定義

★★★★★ check

消防法で定める「危険物」とは火災・爆発の危険性がある物質のうち法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性質を有するものをいいます。

消防法別表第1

別表第1では、危険物をそれぞれの性質により第1類から第6類に分類しています。危険性の高低により区分されているわけではありません。

類別	性質
第1類	酸化性固体
第2類	可燃性固体
第3類	自然発火性物質・禁水性物質
第4類	引火性液体
第5類	自己反応性物質
第6類	酸化性液体

第4類

危険物であるかどうかは危険物の類ごとに危険性を有しているかを試験により判定します。第4類は、引火点測定試験という方法により引火の危険性が判断されます。

(2) 物質

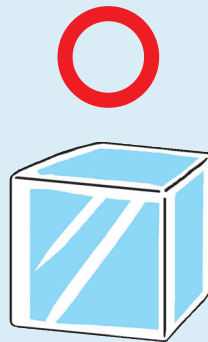
物質の三態

★★★★ check

物質は固体・液体・気体という3つの状態があります。

しかし、法令で定める「危険物」は固体又は液体であり、**気体は含まれません。**

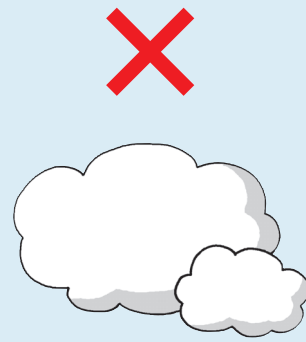
したがって、水素やプロパンなどの気体は引火性を有するため危険ではありますが、法令上は危険物には該当しません。



固体



液体



気体

第3類・第5類

自然発火性物質・禁水性物質である第3類、自己反応性物質である第5類は、「物質」となっていますが、品名ごとに固体又は液体のいずれかの状態です。



notes

(3) 第4類危険物（引火性液体）

分類

★★★★★ check

引火性液体とは、液体（第3石油類、第4石油類及び動植物油類にあっては、一気圧において、温度20℃で液状であるものに限る。）であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものをいいます。

さらに消防法別表第1の備考11から17により細かく分類されています。

特殊引火物	ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が100℃以下のもの又は 引火点が-20℃以下 で沸点が40℃以下のものをいう。
第1石油類	アセトン、ガソリンその他一気圧において 引火点が21℃未満 のものをいう。
アルコール類	一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるもの（ アルコールの含有量が60パーセント未満のもの ）を除く。
第2石油類	灯油、軽油その他一気圧において 引火点が21℃以上70℃未満 のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
第3石油類	重油、クレオソート油その他一気圧において 引火点が70℃以上200℃未満 のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
第4石油類	ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において 引火点が200℃以上250℃未満 のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
動植物油類	動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、一気圧において 引火点が250℃未満 のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

分類の基準

第4類はアルコール類を除き主として「引火点」の範囲により分類されています。引火点とは、「火を近づけた場合に着火する最低の温度」をいいます。なお、引火する場合は物質そのものではなく、物質から発せられた可燃性蒸気に火がつきます。可燃性蒸気は常に物質から発生しているのですが、引火点に達しない場合は火を近づけても着火しません。